

『虐待かも』と思ったら、**迷わず相談・通報**をお願いします。

相談・通報先

- ・通報は、匿名でもかまいません。通報者のプライバシーは守られます。
- ・提供された情報が間違いであっても罰せられることはありません。

【児童虐待】 児童相談所虐待対応ダイヤル（24時間対応） ☎ 1 8 9

岩沼市こども家庭センター ☎ 0223-22-1115

【障害者虐待】 岩沼市 社会福祉課（障害者虐待防止センター） ☎ 0223-23-0509
（夜間・閉庁日） ☎ 0223-23-0647

【高齢者虐待】 岩沼市 介護福祉課 ☎ 0223-24-3016

〔玉浦小学校学区〕 マリンホーム 地域包括支援センター ☎ 0223-25-6656

〔岩沼西小学校学区〕 岩沼西 地域包括支援センター ☎ 0223-36-7266

〔岩沼小学校学区〕 岩沼市社会福祉協議会 地域包括支援センター ☎ 0223-25-6834

〔岩沼南小学校学区〕 南東北 地域包括支援センター ☎ 0223-23-7543

※緊急性が高い、生命の危険がある場合は110番、119番へ連絡

虐待の種類と具体例

虐待の種類	子ども	障害者	高齢者
身体的虐待 身体に傷やあざ、痛みを与えること。正当な理由のない身体拘束など。	・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・つねる ・やけどをさせる ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする ・無理やり食事や飲み物を口に入れる ・柱や椅子やベッドに縛り付ける ・医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制するなど ・外から鍵をかけて閉じ込める ・中から鍵をかけて長時間家の中に入れない		
	・激しくゆさぶる ・投げ落とす	・褥瘡（床ずれ）ができています	

（裏面もあります）

虐待の種類	子ども	障害者	高齢者
性的虐待 性的な行為やそれを強要すること。	・キス、性器等への接触、性交 ・性的行為を強要する ・自慰行為を見せる ・わいせつな映像や写真を見せる ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する		
心理的虐待 脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・威嚇する、脅す、暴力をほのめかす ・人格をおとしめるような扱いをする ・話かけているのに意図的に無視する ・日常的にからかったり、「バカ」「死ね」など侮辱的なことを言う		
	・子どもの前でDVや、兄弟への虐待を目撃させる ・他の兄弟との極端な差別		
ネグレクト (放棄・放置) 身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせない等によって、生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。	・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・入浴させず異臭がする ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内にゴミを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境の中で生活させる ・必要な医療や福祉サービスを受けさせない、制限する ・同居人等による虐待行為を放置する		
	・学校に行かせない ・親の監護なく自宅に放置する(安全管理を怠る)		
経済的虐待 本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、賃金を勝手に使ったり運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	・日常生活に必要な金銭を不当に制限する、渡さない ・年金や賃金を管理して渡さない ・年金や預貯金を無断で使用する ・サービス利用料を支払わない		

（厚労省 R6.7 月：市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き参照）

※児童虐待防止法では、児童のしつけに際して、体罰（罰として叩く、長時間正座させる、他の兄弟と比べる、食事を抜く等）を加えることを禁止しています。